

インターンシップ事業促進助成

インターンシップを受け入れる区内中小製造事業者や中小情報通信事業者への支援を実施しています。

申請期間 令和7年6月2日（月）～令和8年2月27日（金）（先着順）

対象者 中小企業基本法に規定する中小製造業者および中小情報通信業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。※みなし大企業は除く

(1) (申請時点において)品川区で引続き1年以上事業を営んでいること
(2) 法人住民税（個人の場合は住民税）を滞納していないこと

*「情報通信業」とは、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」及び中分類「インターネット附随サービス業」を指します。

対象学生 A.工業系教育機関の学生
B.日本の工業系教育機関在学の留学生または
海外の工業系教育機関に通う外国人学生でインターンシップに係る在留資格・ビザを取得し職場体験する学生

* AとBともに主として所属する専攻学科、進路等に関連した業務について、仕事の内容理解・適正理解を目的とした職場体験をする学生の受け入れであることが条件

* Bの学生受入れにあたっては本邦でインターンシップ実施が可能であることを証明する書類の提出が必要

助成額 1日AまたはB※×最大5日間まで×3人まで限度
※Aの学生受入れ：5,000円、Bの学生受入れ：10,000円

助成対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実習が完了するインターンシップ
※助成金交付申請の提出締切は令和8年2月27日（金）まで

その他 1. 詳しい申請要件・申請書類・申請方法・注意事項については、
品川区・中小企業支援サイト (<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/jinnzai/2173.html>)
をご覧ください。

2. 外国人学生のインターンシップ受け入れにあたっては受入学生の所属する教育機関（大学等）および入管法・労働関連法等の下、必要に応じて手続きを行った上で受入れを行ってください。

※参考 ・東京出入国在留管理局：0570-034-259
・法務省 HP(インターンシップをご希望のみなさまへ)
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00109.html

〔お問い合わせ・書類提出先〕地域産業振興課 中小企業支援担当（人材確保）
TEL：5498-6351 〒141-0033 品川区西品川 1-28-3
詳細・申請書類等については中小企業支援サイトをご覧ください
<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/soshikikarasagasu/sangyokasseikatanto/joseikin/2126.html>

